

那覇・南風原クリーンセンター
防水塗装修繕設計業務委託

現場説明書

令和4年10月

那覇市・南風原町環境施設組合

目 次

1. 業務委託概要説明
2. 建築設計業務委託特記仕様書
3. 建築設計業務委託共通仕様書
4. アスベスト調査業務概要書
5. 環境配慮仕様書
6. 誓約書兼同意書（元請け用）
7. 図面

業務委託概要説明

1. 業務名 那覇・南風原クリーンセンター防水塗裝修繕設計業務委託
2. 履行場所 沖縄県島尻郡南風原町新川 650 番地
3. 履行期間 着手の日から令和 5 年 3 月 24 日まで (完了検査受検を含む)
4. 適用 本業務委託概要説明に記載のない事項については、「那覇・南風原クリーンセンター防水塗裝修繕設計業務委託 特記仕様書」による。

5. 業務内容

那覇・南風原クリーンセンター工場棟・管理棟・渡り廊下における屋上・外壁等防水塗装改修工事に係る設計・積算業務、及び現地調査。

【工場棟・管理棟・渡り廊下】

- ・ CADデータ図面棟毎の整理
- ・ 建物現況と既存図面との整合性の確認及び必要箇所の図面修正
- ・ 延べ床面積(建築基準法)の算定
- ・ 既存建物の現況(塗装、躯体等の劣化状況)調査
- ・ 仮設計画の検討・図面作成
- ・ アスベスト含有確認調査
- ・ アスベスト(含有していた場合)の除去工法の検討・提案
- ・ 建具廻りシール打ち替え工事の使用材料の検討・提案
- ・ 既存建具の仕様(耐風圧性・気密性・水密性等)に対する評価・検討・提案
- ・ 壁貫通ダクト部防水工事の使用材料の検討・提案
- ・ 外壁劣化部分の改修工法の使用材料の検討・提案
- ・ 仕上塗装材の仕様(複層塗材、可とう形改修塗材)検討・提案
(別紙を参考に、仕上塗材仕様の比較表を作成すること。)
- ・ 防水・塗装改修工法の使用材料の検討・提案
- ・ その他、既存建物の調査により改修する必要がある、取外し・取付する必要がある部分の検討・提案
- ・ 積算数量算出書(仮設工事(仮設駐車場復元含む)、外壁改修工事、防水・塗装工事、アスベスト除去工事等)の作成
- ・ 見積単価資料の作成
- ・ 工事内訳・仕訳書の作成(棟毎に作成)

※1 既存建物の劣化状況調査についてはコンクリート・珪藻土・タイルの浮き、剥離、クラックやALCパネル部を主な調査対象とし、調査範囲は屋上、内・外壁、階段、柱、スラブ、軒天等とする。

※2 調査方法は打診調査及びクラックスケール等による寸法測定とするが、特段な安全対策や仮設足場等によらずに可能な範囲にて実施する。なお、調査成果については併せて図面化及び数量積算を棟毎に行うこと。

6. その他

7. 質疑・回答

本業務の内容に関する質疑・回答は、公告に基づき行う。また、質問の期限は厳守し、期限を過ぎた場合は受け付けないものとする。

【別紙】

外壁仕上塗材仕様の比較表

- 比較表は、各メーカーごとに作成すること。（4社程度）
- 比較項目は、下記（案）より適宜定めること。

比較項目(案)	
硬さ区分	
樹脂区分	
一般名称	
一般荷姿(主材)	
下塗り	(kg/m ²)
増塗材	(kg/m ²)
主材基層吹き	(kg/m ²)
主材模様吹き	(kg/m ²)
上塗材(2回塗り) (kg/m ²)	
総工程	
施工方法	
主材に 起因す るもの	下地付着性(剥がれ対応性)
	強靱性(耐久性)
	ひび割れ追従性
	防水性
	透湿性(膨れ対応性)
	膨れ現象の発生性
	保証(上塗り種別に拠る)
	中性化抑制効果の期待値(中性化率)
	分類別中性化率
上塗り に起因 するもの	低汚染性
	防藻・防カビ機能性
	期待耐用年数 耐候性 3種(アクリル樹脂系等)
	期待耐用年数 耐候性 1種(シリコン樹脂系等)
期待耐用年数 耐候性 1種(フッソ樹脂系等)	
管理・次改修仕様の選択肢	
汎用性・市場シェア度	
価格(メーカー公表価格等)耐候性 1種	
改修の仕様、総合評価	

建築設計業務委託特記仕様書

－那覇・南風原クリーンセンター防水塗装修繕設計業務委託－

第1章 業務概要

1 業務名称 : 那覇・南風原クリーンセンター防水塗装修繕設計業務委託

2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 : 那覇・南風原クリーンセンター(一般廃棄物処理施設)
- (2) 敷地の場所 : 沖縄県島尻郡南風原町新川650番地
- (3) 施設用途 : 特殊設備を付帯する工場棟(平成31年国土交通省告示第98号別添二第二号第2類)
- (4) 建物概要 : 工場棟建築面積8,859.14㎡、管理棟建築面積850.50㎡、渡廊下建築面積211.06㎡
工場棟延床面積20,058.86㎡、管理棟延床面積2,608.94㎡、渡廊下延床面積211.06㎡
構造 工場棟 : RC,S造、管理棟 : RC造、渡り廊下 : S造
- (5) 施設概要 : ア 焼却施設 処理方式 全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラ付)＋電気式灰溶融炉
処理能力 焼却炉150t/d×3炉、灰溶融炉26t/d×2炉
イ 破碎選別設備 処理方式 一軸縦型衝撃せん断回転式 磁力選別 アルミ選別
処理能力 39t/5h

3 履行期間 : 着手の日から令和5年3月24日(金)まで

4 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項については「・」に「○」印の付いたものを適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
- (3) — 印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

5 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地の面積 : 37,997.10 m²
イ 用途地域及び地区の指定 : 市街化調整区域

(2) 施設の条件

- ア 施設の延べ面積 : (工場棟)20,258.86㎡、(管理棟)2,608.94㎡、(渡廊下)211.06㎡
イ 主要構造及び階数 : (工場棟)RC,S造 地下2階・地上5階建て、(管理棟)RC造 地上3階建て
(渡廊下)S造 3階のみ

ウ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

(ア) 構造体 :

(イ) 建築非構造部材 : (ウ) 建築設備 :

(3) 建設の条件

- ア 予定工事費 : 工場棟 400,000千円 (消費税込)
管理棟 350,000千円 (消費税込) ※渡り廊下含む
- イ 予定建設工期 : 工場棟 令和6年6月～令和7年2月
管理棟 令和7年6月～令和6年12月

(4) その他

- 作成する図面の図面目録は別紙(案)を参考に作成するものとする。

第2章 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書(平成31年沖縄県土木建築部)」(以下「共通仕様書」という。)による。

1 管理技術者等の資格要件 (共通仕様書第3章10(2))

- (1) 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。
- 建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する一級建築士または二級建築士
- ・建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する建築設備士
 - ・社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士
- (2) 設備設計担当者の資格要件は次による。
- ・建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する建築設備士若しくは建築設備士に準ずる資格を有する者
- (3) 積算担当者の資格要件は次による。
- ・社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士

2 業務計画書 (共通仕様書第3章5)

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書及び管理技術者届出を作成し、調査職員に提出する。
~~なお、プロポーザル方式により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。~~

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況(第6号様式「別紙1」)
- (2) 担当技術者の氏名、生年月日、所属・担当分野、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況(第6号様式「別紙2」)
- (3) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の商号(又は名称)、代表者名、住所、業務内容、契約金額、協力を受ける理由及び具体的内容及び担当技術者氏名(第7号様式)
- (4) 建築、構造、電気及び機械以外に分担業務を追加する場合も(2)、(3)による
- (5) 設計方針の説明に関する資料(国土交通省告示第15号別添一第1項第一号イ及び第二号イに掲げる基本設計及び実施設計の方針)
- (6) 業務工程表(第4号様式)
- (7) 履行体制図

3 設計業務の内容及び範囲 (共通仕様書第2章)

(1) 一般業務 (共通仕様書第2章(1))

ア 基本設計 (省略)

イ 実施設計

項 目		対 象 外 業 務
○ 要求等の確認	○ 発注者の要求等の確認	・ ・
	○ 設計条件等の変更等の場合の協議	・ ・
○ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	○ 法令上の諸条件の調査	・ ・
	・ 計画通知に係る関係機関との打合せ	・ ・
○ 実施設計方針の策定	○ 総合検討	・
	○ 実施設計のための基本事項の確定	・
	○ 実施設計方針の策定及び発注者への説明	・
○ 実施設計図書の作成	○ 実施設計図書の作成	・
	・ 計画通知図書の作成	・
○ 概算工事費の検討		・
○ 実施設計内容の発注者への説明等		・

ウ その他

○ 委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成 (簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。)

○ 委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成

○ 工事費概算書の作成

(2) 追加業務 (共通仕様書第2章(2))

○ 建築積算業務

1 積算数量算出書の作成

2 拾い図の作成

3 単価作成資料の作成

4 見積収集

5 見積検討資料の作成

- ・電気設備積算業務
- ・給排水衛生設備積算業務
- ・空気調和・換気設備積算業務
- ・昇降機設備積算業務
- ・透視図作成等
- ・模型製作等
- ・建築基準法第18条第2項に基づく計画通知手続業務（必要な資料の作成を除く。また、履行期間内に確認済証を受けること。なお、申請手数料については、精算により業務委託料に追加計上する。）
- ・建築基準法第18条第4項に基づく構造計算適合性判定に係る手続業務
- ・判定を依頼する構造計算適合性判定機関：
- ・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
- ・リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

④概略工事工程表の作成

- ・営繕事業広報ポスターの作成
- ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する県公共施設（沖縄県土木建築部が行う建築物及びその他の付帯施設をいう。以下、同じ。）の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ・建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（平成27年法律第53号）第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定にかかる業務、同法第20条第2項に規定する建築物の建築に関する通知及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ・県有建築物等の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ・建築基準法に基づく許可申請手続業務（許可申請内容： ）
- ・都市計画法に基づく許可申請手続内容（許可申請内容： ）
- ・景観法に基づく手続き業務
- ・沖縄県福祉のまちづくり条例に基づく手続業務（手続内容： ）
- ・沖縄県景観評価システムに基づく検討業務
- ・設計概要リーフレットの作成
- ・コスト縮減検討中間報告書の作成
- ・コスト縮減検討報告書の作成
- ・沖縄県赤土等流出防止条例に基づく手続業務（手続内容： ）
- ・特殊な屋外付帯施設に係る設計業務

○改修対象建物使用建材のアスベスト含有確認調査（別添「アスベスト調査業務概要書」による）

(3) 設計に必要な調査業務等

- ・土質調査業務（調査箇所数等については調査職員と協議の上決定する。また、調査費用は精算により業務委託料に追加する。）
- ・測量調査業務

4 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ウ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、別表の書類を各1部、遅滞なく提出すること。

(3) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは最終成果を電子データ（CD-R）で納品することをいう。対象データ等の詳細については契約後に事前協議を行う。

なお、電子化に要する費用は諸経費に含まれているものとする。

(4) 打合せ及び記録（共通仕様書第3章14(2)）

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

- ア 業務着手時
- イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ 定例の推進会議（2週に1回程度）
- エ その他（ ）

(5) 適用基準等（共通仕様書第3章3(1)）

適用基準等は関係法令のほか、次の基準等による。

基準等	制定又は監修	年版等
ア 共通		
○沖縄県土木建築部建築工事積算基準	沖縄県土木建築部	最新版
○沖縄県土木建築部建築工事共通費積算基準	沖縄県土木建築部	
○公共住宅建設工事共通仕様書	国土交通省 ^{*2}	
○公共住宅等整備基準	国土交通省 ^{*1}	
○那覇市電子納品に関する手引き（案）	那覇市	
○那覇市公共工事等環境配慮マニュアル	那覇市	〃
○沖縄県公共建築物景観形成マニュアル	沖縄県土木建築部	
○那覇市タウンカラースタンダード	那覇市	
○公共建築工事共通費積算基準	国土交通省 ^{*1}	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル ・ 建築物解体工事共通仕様書 ○ 公共建築工事積算基準 ○ 公共建築工事標準単価積算基準 	<p>沖縄県福祉保健部</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p>	<p>〃</p>
<p>イ 建築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 沖縄県土木建築部建築工事特記仕様書（建築工事編） ○ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ○ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） ○ 建築改修工事監理指針 ・ 木造建築工事標準仕様書 ○ 建築設計基準 ○ 建築工事設計図書作成基準 ○ 建築工事標準詳細図 ・ 木造計画・設計基準 ・ 敷地調査共通仕様書 ・ 擁壁設計標準図 ○ 構造計画・施工計画の留意事項 	<p>沖縄県土木建築部</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※2}</p> <p>国土交通省^{※2}</p> <p>沖縄県土木建築部</p>	<p>〃</p>
<p>ウ 建築積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共建築数量積算基準 ○ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） ○ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編） ○ 建築工事内訳書作成要領（建築工事編） 	<p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※2}</p>	<p>〃</p>
<p>エ 設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 沖縄県土木建築部建築工事特記仕様書（電気設備工事編） ○ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） ○ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） ○ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） ○ 沖縄県土木建築部建築工事特記仕様書（機械設備工事編） ○ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） ○ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） ○ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） ○ 建築設備計画基準 ○ 建築設備設計基準 ○ 建築設備工事設計図書作成基準 ○ 排水再利用・雨水利用システム計画基準 ○ 建築設備耐震設計・施工指針 ○ 建築設備設計計算書作成の手引 	<p>沖縄県土木建築部</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>沖縄県土木建築部</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※1}</p> <p>国土交通省^{※2}</p> <p>国土交通省^{※2}</p>	<p>〃</p>

オ 設備積算 ○公共建築設備数量積算基準 ○公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） ○公共建築工事見積標準書式（設備工事編） ○建築工事内訳書作成要領（設備工事編）	国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※2}	〃
--	--	---

※1 国土交通省制定 ※2 国土交通省監修

(6) 貸与品等（契約書第18条、共通仕様書第3章11(1)）

貸与品名	形式
那覇・南風原クリーンセンター工場棟・管理棟・渡廊下図面 (※その他の貸与要求図面については随時照会して下さい。)	・JW-CAD ・dwg ファイル(一部)

引渡場所（那覇・南風原クリーンセンター） 引渡時期（着手時）

返却場所（那覇・南風原クリーンセンター） 返却時期（活用後速やかに）

(7) 業務委託料の変更（契約書第27条）等

- ・建築設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等の委託料の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は、原則として行わない。
- ・本業務の契約変更を行う場合又は本業務と関連する業務（当該工事に係る工事監理業務を含む）を本業務受注者と随意契約する場合の業務委託料の算定は、本業務の落札率（当初契約額÷当初設計額）を変更対象となる業務価格又は関連業務の業務価格に乗じた額で行うものとする。

~~(8) 部分払（契約書第36条の2）~~

~~受注者は契約書の規定に基づき部分払を請求するときは、当該請求に係る既履行部分における成果等の資料を整理し、検査を受けなければならない。~~

(9) 指定部分の範囲（契約書第37条）

()

~~(10) 債務負担行為に係る契約の前金払の特則（契約書第37条の3）~~

- ~~・契約書第37条の3の特則は適用しない。~~
- ~~・本年度の前金払は行わないものとし、翌年度に本年度分と翌年度分の前金をあわせて請求できるものとする。（契約書第37条の3第2項）~~
- ~~・本年度の前払金は、翌年度分の前払金を含めて請求することができる。（契約書第37条の3第3項）~~

(11) 保険等（契約書第47条）

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

- 労働者災害補償保険

(12) 成果物の提出場所：那覇・南風原クリーンセンター

(13) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、建築設計業務委託契約書第8条第1項の規定の範囲内で使用することがある。

(14) 業務実績情報の登録について（共通仕様書第3章4(3)）

委託金額500万円以上の業務については、業務完了検査後10日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く。）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

(15) 再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。また、使用する再生資材は原則として「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）」とすること。

(16) 再資源化施設への搬出について

建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の再資源化施設は、原則として「ゆいくる材の認定を受けた施設」とすること。

(17) 暴力団員等による不当介入の排除対策

請負者は、当該業務委託の履行に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止などの措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

ウ排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査職員と工程に関する協議を行うこと。

(18) 暴力団排除措置要綱に基づく排除措置

ア受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を法制契約課へ提出しなければならない。

イ受注者は、当該工事契約関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書(下請用)を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

ウ受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

エ受注者は、その旨全ての当該業務委託関連者に周知しなければならない。

(19) 本業務において、指示された設計と条件により、仮設計画（重機配置計画を含む）については、敷地内で収めるように十分検討を行うこと。

(20) 本業務に係る対外的な説明及び調査物等の資料作成に協力しなければならない。（期日後においても同様とする。）

(21) 本業務に関わる調整、会議、説明等は受注者により行い、その内容については打合せ記録簿を作成し、質疑等が出た場合は資料・対策等を含めて作成する。また、発注者が行う説明会等の補佐を行い、質疑応答等の記録簿を作成する。

(22)本仕様書に質疑が生じたときは、調査職員と協議の上決定する。

(23)受注者は、当該業務を受託したことにより知り得た秘密事項については他に漏らしてはならない。

5 成果物及び提出部数

業務完了時に提出する成果物（紙面）は以下のとおりとし、あわせて電子媒体（CD-R）で納品する。

(1) 実施設計

成 果 物		規格	縮尺	部数	摘 要	
建 築 （ 総 合 ）	一	○表紙兼図面目録	A3		各1部	
	般	○特記仕様書	〃		〃	
	業	○仕上表	〃		〃	
	務	○面積表及び求積図	〃		〃	
		○敷地案内図	〃		〃	
		○配置図	〃		〃	
		○平面図（各階・屋根伏図）	〃		〃	
		○断面図	〃		〃	各2面以上
		○立面図（各面）	〃		〃	各4面以上
		○矩計図	〃		〃	
		○展開図	〃		〃	
		○天井伏図（各階）	〃		〃	
		○平面詳細図	〃		〃	適宜
		○階段詳細図	〃		〃	各階段分
		○部分詳細図	〃		〃	適宜
		○劣化状況調査図	〃		〃	剥離・亀裂他
		○建具表	〃		〃	
		○仮設足場計画図	〃		〃	平面、立面、詳細図
		○工事費概算書	A4		〃	
		○各種計算書	〃		〃	
		・計画通知申請資料	〃		〃	
		・関係法令申請資料	〃		〃	
		○設計内容説明資料 （簡易な透視図、日影図、各種技術資料	〃		〃	工法、資材提案等含む

追加業務	◎拾い図（各種）	A4		各1部	データのみ
	◎建築工事積算数量算出書	〃		〃	
	◎単価作成資料	〃		〃	
	◎見積書及び見積検討資料	〃		〃	
	◎リサイクル計画書	〃		〃	
	◎概略工事工程表	〃		〃	
	・設計概要リーフレット	〃		〃	
	・コスト縮減検討報告書	〃		〃	
・メンテナンス費用概算書	〃		〃		

成 果 物		規格	縮尺	部数	摘 要	
建 築 （ 構 造 ）	一 般 業 務	・仕様書	A3		各1部	適宜
		・構造基準図	〃		〃	〃
		・伏図(各階)	〃		〃	〃
		・軸組図	〃		〃	〃
		・部材断面表	〃		〃	〃
		・部材詳細図	〃		〃	〃
		・構造計算書	〃		〃	〃
		・工事費概要書	A4		〃	〃
		・計画通知申請資料	〃		〃	〃
		・関係法令申請資料	〃		〃	〃
		・設計内容説明資料(各種技術資料等)	〃		〃	〃
追 加 業 務		・建築工事積算数量算出書	A4		各1部	適宜
		・建築工事積算数量拾い図	〃		〃	〃
		・単価作成資料	〃		〃	〃
		・見積書及び見積検討資料	〃		〃	〃

成 果 物		規格	縮尺	部数	摘 要	
電 氣 設 備	一 般 業 務	・仕様書	A3		各1部	適宜
		・敷地案内図	〃		〃	〃
		○(屋上・外壁)電気配管等配置図	〃		〃	〃
		・受変電設備図	〃		〃	〃
		・非常電源設備図	〃		〃	〃
		・幹線系統図	〃		〃	〃
		・電灯、コンセント設備平面図(各階)	〃		〃	〃
		・動力設備平面図(各階)	〃		〃	〃
		・通信・情報設備系統図	〃		〃	〃
		・通信・情報設備平面図(各階)	〃		〃	〃
		・火災報知等設備系統図	〃		〃	〃
		・火災報知等設備平面図(各階)	〃		〃	〃
		・屋外設備図	〃		〃	〃
		・工事費概要書	A4		〃	〃
		・各種計算書	〃		〃	〃
		・計画通知申請資料	〃		〃	〃
		・関係法令申請資料	〃		〃	〃
		○設計内容説明資料(各種技術資料等)	〃		〃	〃
		追 加 業 務	○電気設備工事積算数量算出書	A4		各1部
	○電気設備工事積算数量拾い図		〃		〃	〃
○単価作成資料	〃			〃	〃	
○見積書及び見積検討資料	〃			〃	〃	

成 果 物		規格	縮尺	部数	摘 要	
給 排 水 衛 生 設 備	一 般 業 務	・仕様書	A3		各1部	適宜
		・敷地案内図	〃		〃	〃
		○(屋上・外壁)設備配管等配置図	〃		〃	〃
		・給排水衛生設備配管系統図	〃		〃	〃
		・給排水衛生設備配管平面図(各階)	〃		〃	〃
		・消火設備系統図	〃		〃	〃
		・消火設備平面図(各階)	〃		〃	〃
		・排水処理設備図	〃		〃	〃
		・その他設置設備設計図	〃		〃	〃
		・部分詳細図	〃		〃	〃
		・屋外設備図	〃		〃	〃
		・工事費概算書	〃		〃	〃
		・各種計算書	〃		〃	〃
		・工事費概要書	A4		〃	〃
		・各種計算書	〃		〃	〃
		・計画通知申請資料	〃		〃	〃
		・関係法令申請資料	〃		〃	〃
	○設計内容説明資料(各種技術資料等)	〃		〃	〃	
	追 加 業 務	○給排水衛生設備工事積算数量算出書	A4		各1部	適宜
		○給排水衛生設備工事積算数量拾い図	〃		〃	〃
○単価作成資料		〃		〃	〃	
○見積書及び見積検討資料		〃		〃	〃	

成 果 物		規格	縮尺	部数	摘 要
空 調 換 気 設 備	一 般 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・敷地案内図 ○(屋上・外壁)設備ダクト等配置図 ・空調設備系統図 ・空調設備平面図(各階) ・換気設備系統図 ・換気設備平面図(各階) ・その他設置設備設計図 ・部分詳細図 ・屋外設備図 ・工事費概算書 ・各種計算書 ・計画通知申請資料 ・関係法令申請資料 ○設計内容説明資料(各種技術資料等) 	<ul style="list-style-type: none"> A3 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 A4 〃 〃 〃 〃 	<ul style="list-style-type: none"> 各1部 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 	<ul style="list-style-type: none"> 適宜 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
	追 加 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ○空調換気設備工事積算数量算出書 ○空調換気設備工事積算数量拾い図 ○単価作成資料 ○見積書及び見積検討資料 	<ul style="list-style-type: none"> A4 〃 〃 〃 	<ul style="list-style-type: none"> 各1部 〃 〃 〃 	<ul style="list-style-type: none"> 適宜 〃 〃 〃

成 果 物		規格	縮尺	部数	摘 要	
昇 降 機 等 設 備	一 般 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・敷地案内図 ・配置図 ・昇降機等平面図 ○昇降機等断面図 ・部分詳細図 ・工事費概算書 ・各種計算書 ・計画通知申請資料 ・関係法令申請資料 ○設計内容説明資料(各種技術資料等) 	A3		各1部	適宜
	追 加 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ○昇降機設備工事積算数量算出書 ○昇降機設備工事積算数量拾い図 ○単価作成資料 ○見積書及び見積検討資料 	A4		各1部	適宜
解 体 除 去	一 般 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・解体設計図 ・植栽計画図、詳細図 ○各種構造物平面図、詳細図 ・各種付帯施設平面図、詳細図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○設計内容説明資料 	A3		各1部	適宜
	追 加 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ○解体除去積算数量算出書 ○解体除去積算数量拾い図 ○単価作成資料 ○見積書及び見積検討資料 ○アスベスト含有確認調査報告書 ・PCB等の確認調査報告書 	A4		各1部	適宜

※必要に応じて上記項目及び内容の追加は、随時あるものとする。この場合、調査職員の指示又は承諾によるものとする。

※成果物は、調査職員の確認、承認を得た後、製本し期日内に提出すること。提出後の誤記等が認められた場合は速やかに修補すること。(期日後においても同様とする。)

※各面積表は、建築基準法による面積算定基準によるものを作成すること。

※各積算は、数量計算書には必ず拾図を添付しなければならない。

※見積者は、内訳等を明示した見積依頼書を作成の上、原則として3社以上から徴取する。

※その他、調査職員の指示によるものとする。

(2) その他の成果物

○工事監理用図面（規格、数量については調査職員と協議すること。）

○入札用図面（バラ又はPDFデータ、及びJW-CADデータ）（規格、数量等については調査職員と協議すること。）

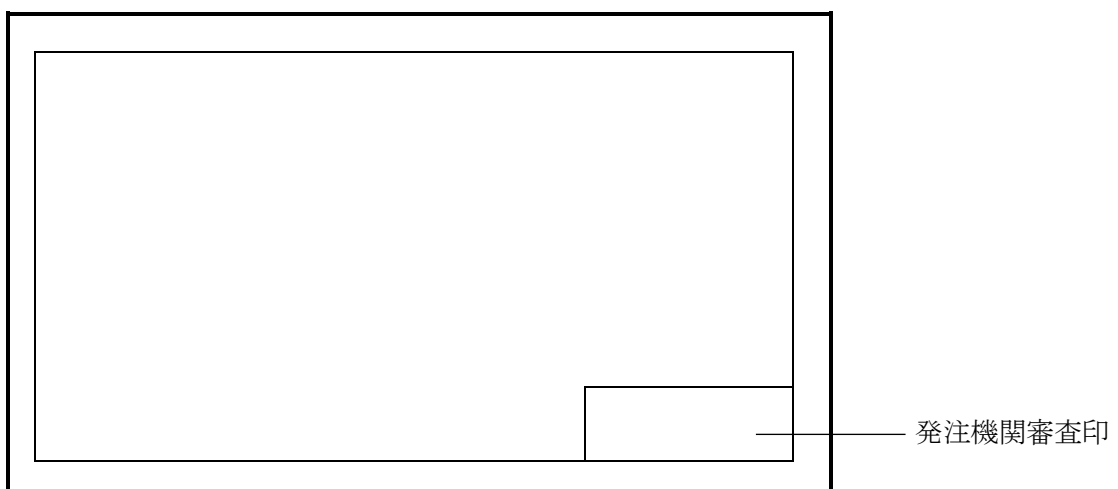
・設計原図（規格、数量等については調査職員と協議すること。）

○電子納品CD（規格、数量等については調査職員と協議すること。）

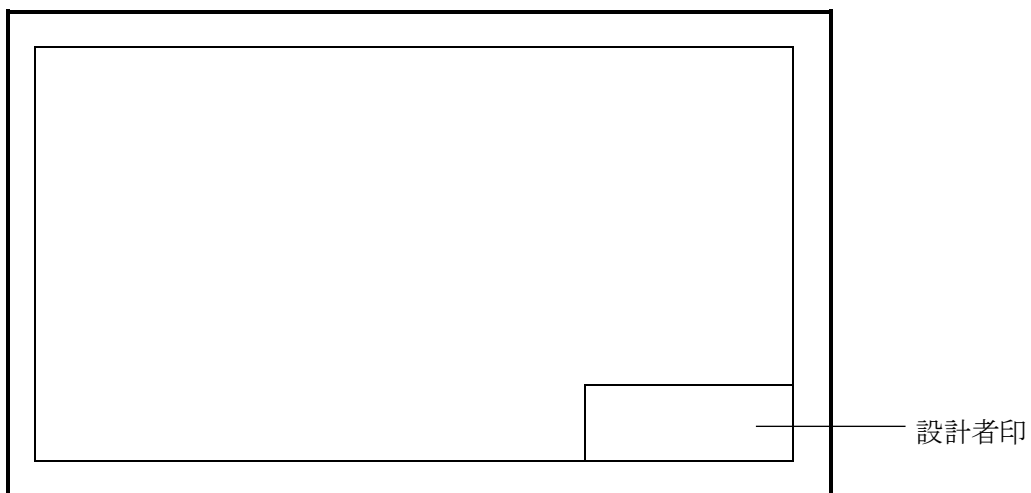
(3) 図面の形式等

ア 図面の形式は、調査職員との協議による。（以下は参考図）

(ア) 表紙



(イ) 設計図



イ 発注機関審査印及び設計者印の様式は、調査職員との協議による。（以下は参考図）

(ア) 発注機関審査印

工事名称				工事年度	令和 年度	
工事場所				図面名称 縮 尺		
発注機関						
摘 要				図面番号		
	審 査	課 長	主任調査員	調査員	設 計 者	名 称
				資格者氏名		
				登録番号		
				所在地		

(イ) 設計者印

工事名称				工事年度	令和 年度	
工事場所				図面名称 縮 尺		
発注機関						
摘 要				図面番号		
	検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称
				資格者氏名		
				登録番号		
				所在地		

※法適合確認等が必要な場合、検印欄は調査職員と協議の上、適宜変更すること。

(4) 電子納品としない成果物の製本方法

第2章4(3)又は電子納品事前協議により電子納品としないこととした成果物については、契約用設計図書（正本）・（副本）を次のとおり製本すること。

ア 表紙

(背表紙)	(表紙)
正 工 事 名 令 和 ○ 年 度 発 注 機 関 名	正 工 事 名 成 果 品 令和○年度 発注機関名

(ア) 工事名 : 那覇・南風原クリーンセンター防水塗装修繕 ※要調整

(イ) 発注機関名 : 那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター

イ 製本の内容

(ア) 契約用設計書（正・副2部）

次の配列に従い製本すること。

- a. 工事費積算数量算出（仕訳書・内訳書）
- b. 単価作成資料
- c. 見積書及び見積検討資料
- d. 図面（A3判白焼き図面をA4判に折り曲げ）
- e. 工事費積算数量算出書（数量調書、数量算出書）
- f. 拾い図
- g. 打合せ記録簿
- h. その他、設計内容説明資料等

ウ ファイルの留め金はドッチ式とする

別表1

提出書類

(着手時)

書類名	部数	様式	根拠規定等	備考
着手届	1	指定様式		契約日の翌日
管理技術者（担当技術者）届	1	//	約款第15条	契約後14日以内
管理技術者の資格証の写し	1	—	特仕2.2	//
管理技術者の経歴等	1	指定様式	//	//
担当技術者の資格証の写し	1	—	//	//
担当技術者の経歴等	1	指定様式	//	//
業務計画書	1	指定様式	共仕第3章5	//
履行体制図	1	—		//
業務工程表	1	指定様式	約款第3条	//

(中間時)履行報告

書類名	部数	様式	規定根拠等	備考
業務月報届（鑑）	1	指定様式	約款第17条	毎月5日までに
業務委託進捗状況報告書	1	//	//	//
業務進捗状況表	1	//	//	//
指示、承諾、協議、提出報告書	1	//	特仕2.4.(4)	協議後随時速やかに

(完了時)

書類名	部数	様式	規定根拠等	備考
業務完了通知書	1	指定様式	約款第31条	
成果品目録	1	—		
成果物	1	—	特仕2.5	
電子納品 CD-R	2	—	特仕2.4.(3)	
業務成果引渡書	1	指定様式	約款第31条	
請求書	1	指定様式	約款第32条	
その他発注者の指示するもの	1	—		

(必要時)

書類名	部数	様式	規定根拠等	備考
業務一部再委託（変更）承諾願い	1	指定様式	約款第12条	
管理技術者（担当技術者）変更届	1	//	約款第15条	
使用承諾書	1	//	約款第33条	
変更業務計画書	1	//		変更後速やかに
履行期間延長願	1	//	約款第24条	
修補通知書	1	//	約款第31条	
修補完了通知書	1	//	約款第31条	

※1 約款：那覇市・南風原町環境施設組合業務委託契約約款

※2 共仕：建築設計業務委託共通仕様書（最新版）

別表2 標準設計要領

1. 一般事項

C A D 製 図	●CAD製図はCAD製図基準(案)及び建築CAD図面作成要領(案)による。
文 字	●文字は左横書きを原則とし、固有名詞はカタカナとしてもよい。
寸 法 単 位	●寸法単位はメートル法による。寸法線の記載数及び部材法は原則としてmm単位にして記入する。mm以外の単位を使用する場合は単位を明示する。

2. 特記事項

工事特記仕様書	●「平成 31 年度版公共建築工事共通仕様書による」旨明記する。 工事特記仕様書の書式及び記載事項についてはあらかじめ調査職員と打ち合わせを行う。また、別途工事部分の区分を明確に特記仕様書中に記載する。
発生材の処理及び環境への配慮	●建設廃棄物処理及び使用する再生資材は、原則として沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材(ゆいくる材)の認定施設利用を優先とする設計を行うが、詳細は調査職員の指示による。
製品名・会社名	●図面には原則として製品名(商品名)、会社名を記入してはならない。製品指定を行う必要がある場合は、あらかじめ調査職員との協議の上、工事特記仕様書に記載する。
計 算 書	●各種計算書の様式は原則として A4 版とし、複写の取れる用紙を使用する。また、電子データ(Excel 等)による納品も行う。
構 造 計 算 書	●構造計算書は「建築基準法」、「同施行令」、「日本建築学会鉄筋コンクリート構造基準」、「同解説」、「鋼構造設計基準」、「特殊コンクリート造関係設計基準」、「同解説」による他、調査職員の指示による。
設 備 設 計	●調査職員の指示による
積 算 書 書 式	●調査職員の指示による
設 計 図 書 作 業 工 程	●設計図書の作成状況は作成工程表を明確にし、業務の細目は調査職員が指示した段階において十分に打合せを行わなければならない
積 算 要 領	●数量計算は公共建築(同電気設備・機械設備)工事積算基準による他、調査職員の指示による。

3. 各図作成要領

共 通 事 項	●各図面間のくい違い、特に意匠図面と構造図面、設備図面とのくい違いのないよう納まりについても、十分に注意して作成する事。また、各図面とも当該修繕に含まれていない修繕は別途修繕であることを明記する。
内 外 部 仕 上 表	●内部仕上及び外部仕上、共に一覧表で作成する。仕上表には塗装欄を設け、木部、鉄筋、コンクリート面等に区別して記入する。塗装の表示記号は「平成 25 年度版公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」の塗装材料略称によるものとし、必ず凡例を記入する。
各 階 平 面 図	●コンクリート壁、ALC 壁の種別等を凡例にて明示する。 図面表示上やむを得ない場合において、本工事に含まれない工事を記入する時は、別途工事である旨明示する。 屋上階平面図において、ルーフドレン、屋根勾配、水槽、目地きり等がある場合は、その位置などを明確に記載する。
立 面 図	●立面図には、手すり、樋、タラップ、換気口等の位置を明確に記入し、必ず図面の立面を作図する。
断 面 図	●断面図には建物高、軒高、天井高、床高等を明記する。
平 面 詳 細 図	●各部寸法及び部材寸法は、できる限り詳細に記入する。
矩 計 詳 細 図	●納まりの複雑な部分については、拡大して作図する。 仕上がり記入は仕上表とくい違いの内容にする。 幅木、雑巾摺り、ボルト等の構造金物に至るまで詳細に記入する。
各 部 詳 細 図	●流し台、下駄箱、造作棚などの家具付きの建具類は、原則として建具表には記載せず、詳細図にその寸法、見込み、レール、戸車、仕上等を明記する。 コンクリートと木造の見切り箇所等で肌別れを生ずる恐れがある箇所には見切り線又は底目地等の亀裂防止の施工等を明記する。その他は平面詳細図、矩計詳細図に同じ。 コンクリート打ち継ぎ部分、オーバーブロー部分を明記する。
展 開 図	●平面図及び各詳細図等と図面相互のくい違いが内容に作成する。
各 伏 図	●伏図には床下換気口あるいは天井換気口等の位置を明示する。
建 具 表	●付属金物等は十分検討の上詳細に記入する。建具の立面及び框材料の決定に当たっては硝子定尺寸法、建具重量、用途等に留意して設計する。
構 造 図	●日本建築学会発行「鉄筋コンクリート造配筋指針」の配筋設計図に準じて作成する他、調査職員の指示による。配筋図には必ず開口部の補強等を明示する。スラブ配筋図は断面リストのみによらず標準平面配筋図を作成する。意匠図とくい違いのないようにする。
基 礎 構 造 図	●土質調査に基づき作成する。

【別紙】

作成する図面目録一覧（案）

図面番	図面名称
A0	表紙（図面目録）
A1	改修特記仕様書(1)
A2	改修特記仕様書(2)
A3	改修特記仕様書(3)
A4	案内図・配置図
A5	仮設計画図
A6	面積表・求積図
A7	仕上表
A8	B2～5階平面図
A9	CG階,屋根平面図
A10	EV機械室立面図
A11	立面図1
A12	立面図2
A13	断面図
A14	断面詳細図
A15	階段詳細図1
A16	階段詳細図2
A17	部分詳細図
A18	建具キープラン
A19	建具表
A20	劣化調査図B1,B2階
A21	劣化調査図1,2階
A22	劣化調査図3,4,5階
A23	劣化調査図CG,屋根階
E1	電気設備図面
M1	機械設備図面

※屋上・外壁防水・塗装修繕に干渉する電気・機械設備配管等の取外し・取付作業は、当該修繕に含まれるので、必要に応じて適宜図面も作成する事。

建築設計業務委託共通仕様書

沖縄県土木建築部

平成 31 年 4 月 1 日

建築設計業務委託共通仕様書

第1章 総則

1 適用

- (1) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
- (2) 設計仕様書は、相互に補完するものとする。ただし、設計仕様書の中に相違がある場合、設計仕様書の優先順位は、次のアからオの順序のとおりとする。
 - ア 質問回答書
 - イ 現場説明書
 - ウ 別冊の図面
 - エ 特記仕様書
 - オ 共通仕様書
- (3) 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
- (2) 「検査職員」とは、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
- (3) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書及び設計仕様書をいう。
- (5) 「設計仕様書」とは、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
- (6) 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
- (7) 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
- (8) 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (9) 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書を

- いう。
- (10)「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
 - (11)「特記」とは、1の(2)のアからエに指定された事項をいう。
 - (12)「指示」とは、調査職員又は検査職員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - (13)「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
 - (14)「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - (15)「報告」とは、受注者が発注者又は調査職員若しくは検査員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
 - (16)「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は調査職員が書面により同意することをいう。
 - (17)「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
 - (18)「提出」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 - (19)「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等調査職員の承諾を受けた方法により伝達できるものとするが、速やかに有効な書面と差し替えるものとする。
 - (20)「検査」とは、検査職員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
 - (21)「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
 - (22)「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
 - (23)「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の内容及び範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

- (1) 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。
- (2) 追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3章 業務の実施

1 業務の着手

受注者は、設計仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため調査職員との打合せを開始することをいう。

2 設計方針の策定等

- (1) 受注者は、業務を実施するに当たり、設計仕様書又は調査職員の指示をもとに設計方針の策定（告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。）を行い、業務当初及び変更の都度、調査職員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
- (3) 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

3 適用基準等

- (1) 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記による。
- (2) 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。
- (3) 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

4 提出書類

- (1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を調査職員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、調査職員の指示によるものとする。
- (3) 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ調査職員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を検査職員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を調査職員に提出しなければならない。

5 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

- (2) 業務計画書の内容は、特記による。
- (3) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

6 守秘義務

受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

7 再委託

- (1) 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、調査職員に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

8 特許権等の使用

受注者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

9 調査職員

- (1) 発注者は、契約書の規定に基づき、設計業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- (2) 調査職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 調査職員の権限は、契約書に規定する事項とする。

- (4) 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
- (5) 調査職員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

10 管理技術者

- (1) 受注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
- (2) 管理技術者の資格要件は、特記による。
- (3) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (4) 管理技術者の権限は、契約書に規定する事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
- (5) 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

11 貸与品等

- (1) 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記による。
- (2) 受注者は、貸与品等の必要が無くなった場合は、速やかに調査職員に返却しなければならない。
- (3) 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受注者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

13 関係官公庁への手続等

- (1) 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。
- (2) 受注者は、設計業務を実施するために、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。
- (3) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

14 打合せ及び記録

- (1) 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡

をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

- (2) 設計業務着手時及び設計仕様書の定める時期において、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

15 条件変更等

- (1) 受注者は、設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

16 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書の規定により、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (3) 受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合

17 履行期間の変更

- (1) 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

18 修補

- (1) 受注者は、調査職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
- (2) 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。

19 設計業務の成果物

- (1) 契約図書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。
- (2) 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、調査職員と協議を行うものとする。

- (3) 受注者は、設計仕様書に規定がある場合又は調査職員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行わなくてはならない。

20 検査

- (1) 受注者は、設計業務が完了したとき、部分払を請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、調査職員に提出しておかなければならない。
- (3) 受注者は、契約書の規定に基づく部分払の請求に係る既履行部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る既履行部分の算出方法について調査職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次のア及びイの要件を満たすものとする。
- ア 調査職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
- イ 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会いのうえ、契約図書の規定に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- ア 設計業務成果物の検査
- イ 設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する）

21 引渡し前における成果物の使用

受注者は、契約書の規定により、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

アスベスト調査業務概要書

1. 調査対象建物

本業務により改修工事対象建物となる既設那覇・南風原クリーンセンター工場棟・管理棟・渡廊下にて、同一の仕上げ材が使用されている箇所から調査箇所を選定する。

2. 所在地

南風原町字新川650番地(那覇・南風原クリーンセンター内)

3. 構造、階数

【工場棟】RC, S造 地下2階・地上5階建て

【管理棟】RC造 地上3階建て

【渡廊下】S造 3階のみ

4. 調査業務内容

調査対象建物に使用されている建材について、試料を採取し、作業環境測定機関として登録を受けた機関で分析を行う。

○調査報告書の作成

○調査資料の作成（調査写真、調査箇所位置図等）

※必要に応じ調査箇所の養生を行う（調査職員の指示による）

5. 調査対象物予定箇所

調査建物内に使用されている吹付タイル及び下地調整材、シーリング材、防水材等を調査予定箇所とし、合計17検体を予定。※別表1参照

6. 試料採取

・採取にあたっては、採取箇所の湿潤化を図り、採取年月日、施設名称、試料番号及び特記事項を記録する。

・試料採取作業を行うときは、防塵マスク、保護メガネ及び専用作業服等を装備する。

7. 調査及び解析方法

アスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）による。

8. 調査報告書の作成

調査報告書の提出部数 2部（原本及び副本）

製本方法等については調査職員との調整による。

調査写真はネガアルバムに整理し、報告書に綴る。※デジカメ使用の場合は、CD-ROM

9. 整理清掃等

調査後は、その都度速やかに整理清掃を行うこと。

調査、試料採取においては極力端材などが出ないように注意すること。

別表1 調査対象物予定箇所表

No.	施設名称	名称	採取部位	採取(代表)地点	備考
1	工場棟	吹付タイル及び下地調整塗材	壁	外部	
2		シーリング	壁目地	外部	
3		シーリング	建具廻り	外部	
4		仕上塗材及び下地調整塗材	庇裏	外部	
5		アスファルト防水	Co下	屋上	
6		防水シート	立上り部	屋上	
7		シーリング	トップライト目地	屋上	
8		シーリング	笠木	屋上	
9		防水材	床	屋上庭園	
10	管理棟	シーリング	壁目地	外部	
11		シーリング	建具廻り	外部	
12		仕上塗材及び下地調整塗材	庇裏	外部	
13		吹付タイル及び下地調整塗材	塀	屋上	
14		防水材	床・立上壁	屋上	
15	渡り廊下	吹付タイル及び下地調整塗材	壁	外部	
16		防水材	屋根	外部	
17		シーリング	屋根笠木	外部	

環境配慮仕様書

- 1 業務委託名 那覇・南風原クリーンセンター防水工事設計業務委託
- 2 履行場所 南風原町字新川650番地
- 3 履行期間 契約日～令和5年3月24日
- 4 事業所管課 那覇・南風原クリーンセンター
- 5 環境配慮事項 下記の環境配慮事項について調査し、設計において配慮すること。

番号	環境項目	枝番	配慮事項
1	みどり	①	緑地空間の創出
		②	地域のみどりのネットワーク化
		③	壁面緑化、屋上緑化の推進
		④	大木、古木、貴重木の保存
2	動植物	①	生息しているか、または最近まで生息していた動植物への配慮
		⑥	河川や水路などの堤敷及びそれに依拠する生態系への配慮
4	景観	①	気候、風土に根ざした景観
6	大気・ばい塵・悪臭	⑨	厨房等からの悪臭
7	騒音・振動	①	施設の空調機等機械設備からの騒音及び振動
8	水質・水資源	①	土地の改変及び工事等における赤土等土壌流出及び濁水による周辺水域汚染
		④	雨水貯留設備の設置及び雨水利用
		⑥	地下水の利用及び涵養
		⑦	中水道システムの設置及びその利用
		⑩	節水
9	光害	①	夜間照明等による周辺住民の生活環境への影響
		②	夜間照明等による生態系への影響
10	有害化学物質	①	施設における建材等からの有害化学物質による健康被害
11	電波障害	①	大規模施設による電波受信障害
12	日照障害	①	大規模施設による日照時間障害
13	電磁波	①	電磁波による人体への影響
14	廃棄物	①	施設におけるごみの集積場の確保及び収集への配慮
15	安全	③	大型公共施設の駐車場等への出入りによる歩行者の安全の確保
16	資源・エネルギー・グリーン購入	①	省エネ型公共施設の実現
		②	太陽光等自然エネルギー発電設備の設置及び利用の促進
		⑤	環境にやさしい資材又は県産資材の優先使用
17	建設副産物・リサイクル	①	建設副産物の発生抑制及び分別の徹底
		②	建設副産物の現場内利用及びリサイクル
		③	再生骨材等の利用促進
18	熱帯林	①	熱帯林資材の使用抑制および再利用
19	温暖化・ヒートアイランド	①	都市の高温度化防止

* 環境影響評価法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規正法、振動規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、沖縄県環境影響評価条例、沖縄県公害防止条例、沖縄県赤土等流失防止条例、那覇市公害防止条例、その他工事の実施にあたり環境保全に係る法例に規制のある事項については、法例を遵守すること。

(元請用)

(表)

那覇市・南風原町環境施設組合発注

(那覇・南風原クリーンセンター防水塗装修繕設計業務委託) に関する

誓約書

那覇市・南風原町環境施設組合

管理者 城間 幹子 様

私は暴力団員ではないこと及び暴力団密接関係者（下記1～6に該当する者）でないことを誓約し、併せて裏面の同意書の事項についても同意いたします。

もしも私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合、又は裏面の同意書に反する場合は、上記那覇市・南風原町環境施設組合発注修繕等の契約を解除され、その旨公表されても、異議はありません。

記

- 1 会社の代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められる者（代表役員等及び一般役員等以外の者で、経営に事実上参加している者が暴力団関係者であると認められる者を含む。）
- 2 会社又は会社の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている者
- 3 会社又は会社の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- 4 会社又は会社の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 会社又は会社の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 6 会社又は会社の役員等が、那覇市の発注工事等に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず那覇市に報告せず、又は所轄の警察署に届けなかった者

※上記1～6について、個人事業者等（一人親方や個人を含む）である場合は、会社の代表役員等又は一般役員等及び会社の役員等は、個人事業者等（一人親方や個人を含む）と読み替えるものとします。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

実印

(元請用)

(裏)

同 意 書

那覇市・南風原町環境施設組合発注の（那覇・南風原クリーンセンター防水塗装修繕）
に関し、次の事項に同意します。

- 1 受注者は直接発注する下請負契約者及び日雇労働者から誓約書兼同意書（以下「誓約書等」という。）を徴取するものとし、誓約書等を提出しない者と下請負契約又は日々雇用契約等を締結してはならないこと。
- 2 受注者は、重層的当該工事契約等関連の中で、直接の発注者及び雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請負以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者（以下「下位受注者」という。）は、直近上位発注者に誓約書等を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならないこと。
- 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書等を提出しない者と、下請負契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならないこと。また受注者はその旨、全ての当該工事関連者に周知しなければならないこと。
- 4 受注者は、下位受注者が誓約書等表面本文、又は表面記1～6までに該当する場合（以下「暴力団密接関係者」という。）は、下位受注者が提出した誓約書等に基づき当該下位受注者との契約を解除することができること。
- 5 市長は、下位受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知った場合は、受注者に下位受注者との契約解除を指導できること。
- 6 上記5の指導に従わない受注者は、那覇市・南風原町環境施設組合業務委託契約約款の解除規定により、当該受注契約を解除されること。また、その旨公表されること。
- 7 受注者は、那覇市・南風原町環境施設組合の発注工事等の完成等引渡し後1年間、誓約書等を保管しなければならないこと。また、那覇市・南風原町環境施設組合から誓約書等の提示及び提出を求められた場合は、これに応じなければならないこと。
- 8 契約解除等に関する清算、損害賠償等については、受注者及び下位受注者との責任において処理し、那覇市・南風原町環境施設組合は一切の責任を負わないこと。